

徳島県告示第六百七十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 ルートインジャパン株式会社

住 所 東京都品川区大井一―三五―三

代表者 代表取締役 永山泰樹

2 工場又は事業場

名 称 ホテルルートイン徳島空港

所在地 板野郡松茂町中喜来字宮前四番越一二番一ほか

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の三イに規定するちゅう房施設、同号ロに規定する洗濯施設及び同号ハに規定する入浴施設並びに七十二号に規定するし尿処理施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和三年十月二十九日から

令和三年十一月十九日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び松茂町産業環境課